

家庭的保育事業 指導検査基準

令和6年11月6日適用

西東京市健康福祉部地域共生課

指導検査評価区分

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成26年9月18日条例第20号西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
2	平成26年9月18日条例第23号西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	市基準条例
3	平成24年8月22日号外法律第65号子ども・子育て支援法	支援法
4	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	令和4年12月28日子発1228第1号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)	子発1228第1号
7	こ成保38「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
8	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
9	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
10	平成21年10月30日雇児発1030第2通知 「家庭的保育事業の実施について」別紙家庭的保育事業ガイドライン	家庭的保育事業ガイドライン
11	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号
12	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号
13	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について(通知)」	5福祉子保第3004号
14	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子保第679号
15	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
16	令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安36号
17	令和6年3月28日5福祉子保第4008号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第4008号

目

1	利用定員に関する基準	1
2	設備及び運営に関する基準	1
(1)	構造設備等	1
(2)	防災訓練等	2
(3)	安全対策	3
(4)	職員配置等	4
(5)	職員の知識及び技能の向上等	5
(6)	家庭的保育事業所等に備える帳簿	5
3	確認に関する基準	5
(1)	平等に取り扱う原則	5
(2)	人権の擁護・虐待防止等のための体制整備及び措置	5
(3)	虐待等の禁止	6
(4)	地域・家庭・関係機関との連携等	6
(5)	情報の提供等	7
(6)	運営規程	7
(7)	掲示等	7
(8)	内容及び手続の説明及び同意	7
(9)	教育・保育給付認定	8
(10)	利益供与等の禁止	8
(11)	正当な理由のない特定地域型保育の提供拒否の禁止	8
(12)	あっせん、調整及び要請に対する協力	8
(13)	秘密保持等	9
(14)	苦情解決	9
(15)	事故発生の防止及び発生時の対応	10
(16)	提供する保育に関する評価等	10
(17)	勤務体制の確保等	11
(18)	記録の整備・保存	11
4	委託契約の遵守状況	11
(1)	保育契約の締結	11
(2)	資格	12
(3)	設備基準	12
(4)	保育の条件	12
(5)	保育時間	13
(6)	利用料金	13

次

(7)	賠償責任保険の加入	13
(8)	書類等の整備	13
(9)	遵守事項	14
(10)	関係法令（労働関係）	14
(11)	保育の中止	15
(12)	廃止	15
(13)	報告事項	15
(14)	委託料の請求	15
5	保育に関する基準	16
(1)	保育の取扱方針	16
(2)	保育に関する基本原則	16
(3)	養護に関する基本的事項	18
(4)	全体的な計画の作成	18
(5)	指導計画の作成	18
(6)	保育士等の自己評価	19
(7)	保育提供の記録	19
(8)	保護者との連携	19
(9)	相談及び援助	19
(10)	心身の状況の把握等	20
(11)	緊急時等の対応	20
(12)	利用乳幼児の健康診断	20
(13)	健康状態の把握等	20
(14)	虐待等への対応	21
(15)	食事	21
(16)	衛生管理等	22
(17)	乳幼児突然死症候群の予防	24
(18)	事故防止の安全対策	24
(19)	事故発生時の連絡等	26
6	会計に関する基準	28
(1)	会計の区分	28
(2)	会計に関する諸記録の整備	28
(3)	上乗せ徴収	28
(4)	実費徴収	28
(5)	領収証の交付	28
(6)	書面説明及び同意	28

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用定員に関する基準	1 家庭的保育事業の利用定員は、1人以上5人以下とする。	1 適正な定員設定をしているか。	(1) 市確認条例第37条	(1) 定員が適正ではない。	C
	2 家庭的保育事業の利用定員は、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	1 利用定員を適正に区分しているか。	(1) 市確認条例第37条	(1) 区分が適正ではない。	C
	3 家庭的保育事業者(以下、「保育事業者」とする。)は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、以下のような事情がある場合は、この限りではない。 ① 年度中における保育事業に対する需要の増大への対応 ② 子ども・子育て支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応 ③ 児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応 ④ 災害、虐待その他やむを得ない事情	1 事情なく利用定員を超えて保育を提供していないか。	(1) 市確認条例第48条	(1) 事情なく利用定員を超えて保育を提供している。	C
2 設備及び運営に関する基準					
(1) 構造設備等	1 保育事業者は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。 ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ② ①に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む)があること。 ⑥ ⑤に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。 ⑦ 火災報知機及び消火器を設置すること。 2 保育事業者の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	1 構造・設備が要件を満たしているか。	(1) 市基準条例第22条	(1) 構造、設備が要件を満たしていない。	C
		1 構造・設備は適切か。	(1) 市基準条例第5条	(1) 保健衛生、危害防止に十分な考慮が払われていない。 (2) 保健衛生、危害防止の考慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 安全対策	安全計画の策定等 保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する保育事業所外での活動、取組等を含めた保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	1 安全計画を策定しているか。	(1) 市認可条例第7条の2	(1) 安全計画を策定していない。	C
	保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	2 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか	(1) 市認可条例第7条の2第2項	(1) 職員の研修及び訓練を実施していない。	C
	保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	3 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	(1) 市認可条例第7条の2第3項	(1) 保護者に安全計画について周知していない。	B
	保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。				
	（自動車を運行する場合の所在の確認） 保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	1 点呼等の方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。 2 見落とし防止装置が設置されているか。	(1) 市認可条例第7条の3第1項 市認可条例第7条の3第2項	(1) 利用乳幼児の所在の確認をしていない。	C
	保育事業所は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	3 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 市認可条例第7条の3第2項 (2) 子発1228第1号	(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 職員配置等	1 家庭的保育事業を行う場所には、以下の基準のとおり職員を配置しなければならない。 〈市基準条例の基準〉 家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。 （調理員は、調理を委託する場合、搬入施設から搬入する場合を除く。） 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし、家庭的補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者であり、児童福祉法に規定する保育士・養育里親の欠格自由で該当しない者とする。 家庭的保育補助者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者で家庭的保育者を補助する者をいう。 〈公定価格の基本分単価に含まれる職員構成の基準〉 保育従事者、嘱託医・嘱託歯科医 非常勤調理員 ※搬入施設から食事を搬入する場合を除く 非常勤事務職員 ※次の①②の場合を除く ①利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助加算の適用を受ける事業者 ②家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合 保育従事者の数は、次の①②を合計した数であること。 ①子ども3人につき家庭的保育者1人 （家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人） ②家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定	1 職員配置は適切か。	(1) 市基準条例第23条 (2) 留意事項通知 別紙5 (3) 委託契約書第4条	(1) 基準職員が不足している。 (2) 職員配置が適切に行われていない。	C C
	2 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	1 職員の健康診断が行われているか。	(1) 市基準条例第17条	(1) 職員の健康診断が行われていない。 (2) 調理員の健康診断が行われていない。	B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 職員の知識及び技能の向上等	1 保育事業所の職員は、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 保育事業者は、全体的な計画や職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加して、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。	1 必要な知識等の修得、維持、及び向上に努めているか。 1 保育事業者は、職員に対し、研修の機会を確保しているか。	(1) 市基準条例第9条 (1) 市基準条例第9条 (2) 市確認条例第47条 (3) 保育所保育指針第5章2	(1) 必要な知識等の修得に努めていない。 (1) 職員の研修の機会を確保していない。 (2) 職員の研修の機会が不十分である。	B C B
(6) 家庭的保育事業所等に備える帳簿	保育事業者は、職員、財産、収支、会計、設備及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 〈帳簿の例〉 <u>職員に関する記録</u> ・履歴書 ・資格を照明する書類 ・労働者名簿 ・賃金台帳 ・雇用契約書 ・職員健康診断記録 ・勤務表 ・出退勤記録 <u>設備に関する記録</u> ・平面図 ・消火器など消防関係点検 ・賃貸借契約書(事業所の場所を借りている場合) <u>会計に関する記録</u> ・確定申告書等年間の収支状況がわかるもの ・証憑書類(購入した物のレシートなど) ・現金出納帳 ・委託料を受け入れている預金通帳 ・委託料請求書 ※乳幼児の処遇関係は6保育に関する基準に記載	1 帳簿が整備されているか。	(1) 市基準条例第19条 (2) 市確認条例第49条 (3) 労働基準法第15条、107条、108条、109条 (4) 労働安全衛生法第66条の3 (5) 委託契約書第14条	(1) 帳簿が整備されていない。 (2) 帳簿の整備が不十分である。	C B
3 確認に関する基準					
(1) 平等に取り扱う原則	保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 保育事業者においては、子どもの国籍、信条、社会的身分、保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもに対し、差別的取り扱いをしていないか。	(1) 市確認条例第3条 (2) 市確認条例第50条(第24条の準用) (3) 市基準条例第11条	(1) 子どもに対し、差別的取り扱いをしている。	C
(2) 人権の擁護・虐待防止等のための体制整備及び措置	利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 人権の擁護や虐待の防止等のための措置を講ずるよう努めているか。	(1) 市確認条例第3条	(1) 人権の擁護や虐待の防止等のための体制整備や措置を講ずるよう努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 虐待等の禁止	保育事業所の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ＜児童福祉法第33条の10に掲げる行為＞ ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市確認条例第50条（第25条の準用） (2) 市基準条例第12条 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(4) 地域・家庭・関係機関との連携等	1 保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都、市、小学校、児童福祉施設等若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 保育事業者は、保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	1 地域や関係機関との連携や交流に努めているか。 1 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容の説明に努めているか。	(1) 市確認条例第3条 (2) 市確認条例第50条（第31条の準用） (3) 市基準条例第5条 (1) 市基準条例第5条	(1) 地域や関係機関等との連携や交流に努めていない。 (1) 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容の説明に努めていない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 情報の提供等	1 保育事業者は、保育を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に保育事業者を選択することができるように、当該保育事業者が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 保育事業者は、当該保育事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 当該保育事業者を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。 1 事業についての広告の内容は適正か。	(1) 市確認条例第50条 (第28条の準用) (1) 市確認条例第50条 (第28条の準用)	(1) 利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。 (1) 保育事業者についての広告に虚偽や誇大な内容がある。	B C
(6) 運営規程	保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第39条第2項に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 前各号に掲げるもののほか、保育事業者の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 市確認条例第46条 (2) 市基準条例第18条 (3) 委託契約書第13条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 運営規程の内容が不十分である。	C B
(7) 掲示等	保育事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項を掲示をするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しているか。	(1) 市確認条例第50条 (第23条の準用)	(1) 重要事項を掲示していない。 (2) 重要事項の掲示の内容が不十分である。 (3) インターネットを利用して公衆の閲覧に供していない。 (4) インターネットを利用した閲覧の内容が不十分である。	C B C B
(8) 内容及び手続の説明及び同意	保育事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類・名称・協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 利用申込者からの申出があった場合には、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。	1 運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担などの重要事項について文書を交付し(または電磁的方法を用いて、説明し、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第38条	(1) 重要事項を記した文書を作成していない。 (2) 重要事項を記した文書の内容が不十分である。 (3) 利用申込者に文書の交付または電磁的方法を用いて説明し、同意を得ていない。 (4) 利用申込者に対する説明または同意が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 教育・保育給付認定	1 保育事業者は、教育・保育給付認定保護者（以下、「保護者」とする。）の提示する支給認定証によって、認定の有無、保育給付認定子ども（以下、「子ども」とする。）の該当する区分、認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 2 保育事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 3 保育事業者は、教育・保育給付認定（以下、「認定」とする。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合や変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 { ただし、変更の認定の申請については緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	1 保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。 2 保護者の状況に関して、市に適切に報告をしているか。 3 保護者に対し、保育給付認定に必要な援助を行っているか。	(1) 市確認条例第50条（第8条の準用） (1) 市確認条例第50条（第19条の準用） (1) 市確認条例第50条（第9条の準用）	(1) 認定の有効期間及び保育必要量を確認していない。 (1) 保護者の不正な行為を報告していない。 (1) 申請に必要な援助を行っていない。	C C C
(10) 利益供与等の禁止	1 保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設等又はその職員（以下、「関与者」とする。）に対し、子ども又はその家族に対して当該教育・保育施設等を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 保育事業者は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 関与者への利益供与がないか。 2 関与者からの利益收受がないか。	(1) 市確認条例第50条（第29条の準用） (1) 市確認条例第50条（第29条の準用）	(1) 関与者に利益供与している。 (2) 関与者から利益收受している。	C C
(11) 正当な理由のない特定地域型保育の提供拒否の禁止	保育事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1) 市確認条例第39条	(1) 正当な理由なく利用の申込みを拒んでいる。	C
(12) あっせん、調整及び要請に対する協力	保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し協力しているか。	(1) 市確認条例第40条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し協力していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 秘密保持等	1 保育事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置(例)＞ □ 規程類の整備 □ 雇用時の取り決め 等	1 秘密漏洩がないよう施設が必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第50条 (第27条の準用) (2) 市基準条例第20条	(1) 秘密保持に必要な措置を講じていない。 (2) 秘密保持の措置が不十分である。	C B
	2 保育事業所は、他の特定保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	1 子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。	(1) 市確認条例第50条 (第27条の準用)	(1) 子どもに関する情報の提供をする際に同意を得ていない。	B
(14) 苦情解決	保育事業者は、その提供した保育に関する子ども・保護者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市確認条例第50条 (第30条の準用) (2) 市基準条例第21条	(1) 苦情対応に必要な措置を講じていない。 (2) 苦情対応が不十分である。	C B
	保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。	2 苦情を記録しているか。	(1) 市確認条例第50条 (第30条の準用)	(1) 苦情を記録していない。	C
	保育事業者は、その提供した保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して、市が実施している事業に協力するよう努めているか。	(1) 市確認条例第50条 (第30条の準用)	(1) 苦情に関する市の実施事業に協力していない。	B
	保育事業者は、その提供した保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。	(1) 市確認条例第50条 (第30条の準用)	(1) 苦情に関する市の調査に協力していない。 (2) 指導・助言に従った必要な改善をしていない。	C C
	保育事業者は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。	5 市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市確認条例第50条 (第30条の準用)	(1) 市の求めがあるにも関わらず、改善の内容を市に報告していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(15) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1 事故発生や再発防止のための措置を講じているか。	(1) 市確認条例第50条（第32条の準用）	(1) 事故発生防止の指針を整備していない。 (2) 事故発生防止の指針の内容が不十分である。 (3) 事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。 (4) 従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。 (5) 事故発生防止のための委員会や従業者に対する研修を定期的に行っていない。 (6) 事故発生防止のための取り組みが不十分である。	C B C B C B
	2 保育事業者は、子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市確認条例第50条（第32条の準用）	(1) 賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。	C
(16) 提供する保育に関する評価等	保育事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 保育事業者は、定期的に保護者その他の施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。	1 自己評価や外部の者の評価により保育の質の向上のための取組をしているか。	(1) 市確認条例第45条 (2) 市基準条例第5条 (3) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)第5章1(2)	(1) 保育の質の評価・改善のための取組を行っていない。 (2) 保育の質の評価・改善のための取組が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 勤務体制の確保等	1 保育事業者は、子どもに対し、適切な保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 保育事業者は、当該保育事業者の家庭的保育者・家庭的保育補助者によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 職員の勤務の体制を定めているか。 1 当該保育事業者の保育者・保育補助者によって保育を提供しているか。	(1) 市確認条例第47条 (1) 市確認条例第47条	(1) 保育事業者ごとに勤務体制を定めていない。 (1) 当該事業者の保育者・保育補助者によって保育を提供していない。	C C
(18) 記録の整備・保存	保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 保育事業者は、子どもに対する保育の提供に関する次の①～⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 市確認条例第44条に定めるものに基づく 保育の提供に当たっての計画 ② 市確認条例第50条において準用する第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市確認条例第50条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録 ④ 市確認条例第50条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 市確認条例第50条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 記録の整備・保存は適正に行われているか。	(1) 市確認条例第49条	(1) 記録を整備・保存していない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B
4 委託契約の遵守状況					
(1) 保育契約の締結	1 保育事業者は、保育の提供の開始にあたっては、利用に関する契約を、保育の利用に係る保護者と書面により締結するものとする。 2 保育事業者は、契約締結後、市が定める方法により市に届け出るものとする。 保育事業者は、保護者との保育契約を解除したときは、市長が定める方法により市長にその旨を届け出るものとする。	1 保育契約を締結しているか。 1 保育契約の締結・解除を市長に届け出ているか。	(1) 委託契約書第9条 (1) 委託契約書第9条	(1) 保護者と契約を締結していない。 (1) 保護者との契約締結・解除を市に届け出していない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 資格	1 保育事業者は、他に職業を有さず、家庭環境が健全で保育に専念できる者とし、次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。 ①西東京市内に居住する者、または家庭的保育を行う際に必要な施設を確保でき、長期にわたり当該施設の運営を行うことができる」と市長が認めた者。 ②原則として年齢25歳から満65歳までの者。ただし市長が保育に支障がないと認めたときは、この限りではない。 ③基礎研修を修了した保育士、看護師若しくは幼稚園教諭の資格を有する者又は認定研修により必要な知識を習得した者で、家庭的保育者として市長が認めた者。 ④児童福祉法第39条第1項に定める保育所又は第24条第2項に定める家庭的保育事業等において、1日6時間以上かつ月20日以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験を有する者 ⑤現に養育する6歳未満の子がいない者。ただし、市が保育に支障がないと認めたときは、この限りでない。 ⑥児童の保育に関し虐待等の問題がないと市が認める者 ⑦児童福祉法等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがなく、児童福祉法第18条の5の規定による保育士の欠格事由に該当しない者 ⑧基準条例に定める事項を理解し、常にその設備及び運営を向上させる者 2 家庭的補助者は、心身ともに健全であって、保育に関する知識及び熱意を有し、児童の保育に専念でき、基礎研修または東京都子育て支援員研修地域保育コース(地域型保育事業)を修了した者とする。	1 保育事業者の要件を満たしているか。	(1) 委託契約書第2条	(1) 保育事業者の要件を満たしていない。	B
(3) 設備基準	家庭的保育事業を行う施設は、市基準条例第22条に定める条件を満たしているほか、以下の条件を満たしていなければならない。 ①市基準条例第22条第1号に掲げる専用の部屋を原則として1階に有すること。 ②市基準条例第22条第4号の設備及び便所は児童の年齢に応じたものであること。 ③電話設備及び空調設備を有すること。	1 家庭的補助者の要件を満たしているか。	(1) 委託契約書第5条	(1) 家庭的補助者の要件を満たしていない。	B
(4) 保育の条件	家庭的保育事業を行う施設の条件を満たしているか。 ①市基準条例第22条第1号に掲げる専用の部屋を原則として1階に有すること。 ②市基準条例第22条第4号の設備及び便所は児童の年齢に応じたものであること。 ③電話設備及び空調設備を有すること。	1 家庭的保育事業を行う施設の条件を満たしているか。	(1) 委託契約書第3条	(1) 家庭的保育事業を行う施設の条件を満たしていない。	B
(4) 保育の条件	保育事業者が保育することのできる児童は3人以内とし、家庭的補助者を雇用して2人以上で保育するときは、5人以内とする。ただし、家庭的補助者のみで保育することはできず、保育する全ての時間について、常にこの条件を満たすものとする。 保育事業者が保育を提供する児童の年齢は、満3歳に満たないものとする。 ※児童の年齢は、保育の提供を受ける日の属する年度の初日の前日の満年齢を当該年度中の年齢として取扱う。	1 保育の条件を満たしているか。	(1) 委託契約書第4条	(1) 保育の条件を満たしていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 保育時間	提供する保育の時間は、基準条例第24条に基づき、1日につき原則8時間までとし、保育を要する状況に応じて保護者と協議の上、定めるものとする。 保護者と協議の上、1日8時間を超える保育を提供することができる。	1 保育契約を締結しているか。	(1) 委託契約書第10条	(1) 保育の時間について、保護者と協議して定めていない。	B
(6) 利用料金	1 保育事業者は、1日8時間を超える保育を提供する際には、8時間を超える時間に係る保育の提供に要する費用について、保護者から支払いを受けるものとする。ただし、当該費用について市と協議の上、定めるものとし、保護者の同意を要するものとする。 2 保育事業者は、国及び市が定める基準を超えて提供する便宜に要する費用について、市と協議の上、定めることができる。 保育事業者は、便宜に要する費用を定めるにあたり、保護者に費用の額の根拠及び支払いを受ける旨を書面にて明示し、当該費用を支払うことについて当該保護者の同意を書面にて得た上で、市に当該書面を提示することを要する。 基準を超えて提供する便宜については、当該便宜を受ける児童の保護者がその提供について、受けること及び受けないことを選択し得るものとする。	1 延長料金を適正に受けているか。 2 延長料金請求のための算定根拠となる記録を作成しているか。 1 便宜に要する費用について設ける場合、適正に取り組んでいるか。	(1) 委託契約書第11条 (1) 市基準条例第19条 (1) 委託契約書第11条	(1) 延長料金を適正に受けていない。 (1) 帳簿が整備されていない。 (1) 便宜に要する費用について、市と協議していない。 (2) 保護者に書面で明示し、書面で同意を得ていない。 (3) 便宜を受ける保護者が選択し得るものとなっていない。	B B B B B
(7) 賠償責任保険の加入	保育事業者は、次に掲げる限度額以上の賠償責任保険に加入するものとする。 <u>1事故につき 3億円 、 1人につき 3,000万円</u>	1 賠償責任保険に加入しているか。	(1) 委託契約書第12条	(1) 賠償責任保険に加入していない。	B
(8) 書類等の整備	保育事業者は、次に掲げる書類等を家庭的保育事業所に備えるとともに、市長が書類等の提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。 ① 保育申込書及び受託契約書 ② 児童の出席簿 ③ 保育日誌 ④ 利用料金に係る納入台帳 ⑤ 金銭出納簿及び出納内訳書 ⑥ 職員の履歴書及び資格証明書の写し ⑦ 損害賠償保険証書 ⑧ 職員の健康診断記録 ⑨ 職員の勤務実績表 ⑩ ①～⑨のほか、基準条例第19条に規定するものとして必要な書類	1 必要書類を作成し、備え付けているか。	(1) 委託契約書第14条	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類を事業所に備えていない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 遵守事項	1 保育事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ①本契約条項を理解し、誠実に保育を行うこと。 ②保護者との意思の疎通を密にし、児童の心身の発達に応じた適切な保育を行うこと。 ③児童の負傷、疾病等の防止に努め、児童に異常があると認められるときは、直ちに保護者に連絡をとるとともに、医療機関の治療を受けさせる等適切な措置を講ずること。 ④火災その他の非常事態に対する準備及び対策に万全を期すること。 ⑤自らの事情で児童の保育ができないときは、事前に必ず市長の承認を得ること。 ⑥市長の指導、勧告等を受けたときは、その内容に従うこと。 ⑦自ら健康保持に努めるとともに、同居の家族の健康についても十分注意を払い健全な保育環境の保全を図ること。 ⑧保育する児童について、基準条例第17条の規定に基づき、年2回以上健康診断を行うこと。 ⑨基準条例第17条の規定に基づき、年1回以上、健康診断を受けること。 ⑩家庭的保育事業において知り得た個人情報を他に漏らさないこと。 ⑪3人を超える児童を保育する時間帯は、常時家庭的補助者を配置すること。 ⑫児童福祉法、基準条例及び要綱その他の関係法令に定める事項を遵守すること。 2 保育事業者は、家庭的補助員について、次に掲げる事項を遵守させなければならない。 ①保育事業者の指示を受けて、誠実に保育に従事すること。 ②市基準条例第17条の規定に基づき、年1回以上、健康診断を受けること。 ③業務に当たって知り得た個人情報を他に漏らさないこと。	1 遵守事項を遵守しているか。 1 家庭的補助員に遵守事項を遵守させているか。 1 法令を遵守しているか。	(1) 委託契約書第17条 (1) 委託契約書第17条 (1) 労働基準法第107条	(1) 遵守事項を遵守していない。 (1) 遵守事項を遵守させていない。 (1) 労働者名簿が不十分である。	B B B
(10) 関係法令 (労働関係)	1 労働者名簿 使用者は、労働者名簿を各労働者について調製し、厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。 〈記載事項〉 氏名、生年月日、履歴、性別、住所、 従事する業務の種類、雇入れ年月日、 退職年月日及びその理由、死亡年月日及びその原因等				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 労働条件の明示 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。 (昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示が必要) ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) 〈パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項〉 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	1 法令を遵守しているか。	(1) 労働基準法第15条 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 労働条件の明示が不十分である。 (2) 明示された条件と実態が異なる。	B B
(11) 保育の中止	家庭的保育者等が伝染病の疾患にかかるなどの事由が発生し、市、保育事業者、保護者が協議の上、児童を保育することが適当でないと判断したときは、保育事業者は、当該事由が消滅するまでの間において、児童の保育を中止しなければならない。 この場合における委託料の支払いについては、市長と保育事業者が協議の上定めるものとする。	1 保育の中止について、市長等と協議をしているか。	(1) 委託契約書第18条	(1) 保育の中止について、協議していない。	B
(12) 廃止	保育事業者は、家庭的保育事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の6月前までに家庭的保育事業廃止届により市長に届け出なければならない。	1 事業を廃止しようとする場合、届け出ているか。	(1) 委託契約書第19条	(1) 廃止を届け出ていない。	B
(13) 報告事項	家庭的保育者は、毎月において市が指示する日までに次に掲げる事項について市に報告しなければならない。 ①当該月の初日に在籍する児童についての在籍状況報告書 ②当該月の初日に在籍する児童についての在籍名簿 ③当該月の初日に在籍する職員についての名簿	1 在籍状況報告書・在籍名簿について市に報告しているか。	(1) 委託契約書第20条	(1) 指示する日までに報告していない。	B
(14) 委託料の請求	保育事業者は、市長が示す国が定める基準により算出した請求額を毎月において市長が指示する日までに市長に請求するものとする。	1 委託料を適正に請求しているか。	(1) 委託契約書第22条	(1) 委託料の請求が適正ではない。 (2) 委託料の請求について、市の支給担当課に確認すること。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 保育に関する基準					
(1) 保育の取扱方針	保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に基づいた保育が行われているか。	(1) 市確認条例第44条	(1) 保育指針に基づいた保育の提供が行われていない。	C
(2) 保育に関する基本原則	(役割) 保育事業所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 また、保育事業所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う。 (目標) 保育事業所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育事業者の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び 精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、 心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育事業者は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。	1 保育の内容は適切か。	(1) 市確認条例第44条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第33条	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 (環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育事業者はこうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 (社会的責任) 保育事業者は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育事業者が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 保育事業者は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。 個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育事業所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 児発第471号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	保育事業者は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育事業所の保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(1) ア、イ、ウ (2) 児発第471号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画の作成	保育事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。 指導計画においては、保育事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、(略)子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に、適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。 指導計画は、年・数か月単位の期・月など長期的な見通しをしめすものと、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示すものとを、保育所の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いる。子どもの発達の状態などに応じて、個別の指導計画、あるいはクラスやグループの指導計画など、必要なものを書式も含めて工夫して作成することが求められる。3歳未満児は、特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時に、その個人差も大きい。一人一人の子どもの状態に則した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成することが必要である。 ～保育所保育指針解説より～ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。 3 3歳未満児について、個別の指導計画を作成しているか。 4 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 5 保健計画を作成しているか。 6 食育計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) (1) 保育所保育指針第1章3(2) (1) 保育所保育指針第1章3(2) (1) 保育所保育指針第1章3(2) キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ (1) 保育所保育指針第3章1(2) ア (1) 保育所保育指針第3章2(1) ウ	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。 (1) 3歳未満児について、個別の指導計画を作成していない。 (1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (1) 保健計画を作成していない。 (1) 食育計画を作成していない。	C C B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育士等の自己評価	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育士等の自己評価を行っていない。	B
(7) 保育提供の記録	1 保育事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。 保育事業者は、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 〈保育に関する記録例〉 保育日誌、児童出席簿、連絡帳、避難訓練記録、献立表 児童票、健康観察表、健康管理記録、午睡チェック表 2 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。	1 保育の提供に関する記録を作成しているか。	(1) 市確認条例第50条(第12条の準用) (2) 市基準条例第19条 (3) 保育所保育指針第1章1(3)エ	(1) 保育の提供に関する記録を作成していない。 (2) 保育の提供に関する記録が不十分である。	C B
(8) 保護者との連携	保育事業所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。	1 保育日誌を作成しているか。	(1) 市確認条例第50条(第12条の準用) (2) 保育所保育指針第1章1(3)エ	(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	C B
(9) 相談及び援助	保育事業所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育事業所の保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。	1 保護者との連絡は十分か。	(2) 市基準条例第26条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(2)第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B
(9) 相談及び援助	保育事業者は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1) 市確認条例第50条(第17条の準用)	(1) 子どもや保護者からの相談に応じていない。 (2) 子どもや保護者に必要な助言・援助をしていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 心身の状況の把握等	保育事業者は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況、置かれている環境、他施設の利用状況の把握に努めているか。	(1) 市確認条例第41条	(1) 子どもの心身の状況の把握に努めていない。	B
(11) 緊急時等の対応	保育事業者は、保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第50条 (第18条の準用)	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。 (2) 緊急時に必要な措置が不十分である。	C B
(12) 利用乳幼児の健康診断	保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、保育事業者は当該健康診断の結果を把握しなければならない。	1 子どもの健康診断を年2回以上行っているか。 2 利用開始時の健康診断を行っているか。	(1) 市基準条例第17条	(1) 子どもの健康診断を全く行っていない。 (2) 子どもの健康診断の回数が少ない。 (3) 子どもの健康診断の実施時期が不適切である。	C B B
(13) 健康状態の把握等	1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子供の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。 2 アレルギーを有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育従事者等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。	1 日々の健康状態や発育及び発達状態を観察しているか。 1 アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っているか。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育従事者等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。保育事業者、調理員や栄養士等の専門職、保育従事者等が子どもの現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ 第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 日々の健康状態や発育及び発達状態を観察しているか。 (1) アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っていない。 (2) アレルギーを有する子どもへの対応が不十分である。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(14) 虐待等への対応	参考 保育所保育指針 第3章1(3) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省) 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに子ども家庭支援センター又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見に努めているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 市確認条例第3条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3) 児童福祉法第25条 (4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ	(1) 児童虐待の早期発見に努めていない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C
(15) 食事	1 保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法により行わなければならない。 2 保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 4 保育事業者は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。 5 保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	1 家庭的保育事業所内で調理されているか。 1 変化に富み、必要な栄養量を含有した献立になっているか。 1 栄養や身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 2 食物アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っているか。 1 あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。 1 食を営む力の育成に努めているか。	(1) 市基準条例第15条 (1) 市基準条例第15条 (1) 市基準条例第15条 (1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ (1) 市基準条例第15条 (1) 市基準条例第15条	(1) 家庭的保育事業所内で調理されていない。 (1) 変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有する献立になっていない。 (1) 食事が栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっていない。 (1) 食物アレルギーを有する子どもへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーを有する子どもへの対応が不十分である。 (1) 理由なく献立に従っていない調理をしている。 (1) 食を営む力の育成に努めていない。	C C C C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 衛生管理等	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 衛生管理は適切か。 1 感染症や食中毒の発生やまん延しないよう必要な措置を講じているか。 2 感染症及び食中毒の予防のための職員研修、訓練を定期的に行っているか。	(1) 市基準条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章3 (1) 市認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ、第3章3(1) (3) 児企16号通知 (4) 児発第471号通知別紙1－2(2)第1－1[共通事項](6) (5) 労働安全衛生規則第47条 (6) 家庭的保育事業ガイドライン	(1) 利用乳幼児の使用する設備等について衛生上必要な措置を講じていない。 (1) 感染症や食中毒対策に必要な措置を講じるよう努めていない。 (2) 感染症及び食中毒の予防のための職員研修、訓練を定期的に行っていない。 (3) 調理・調乳従事者の検便が全く行われていない。 (4) 調理・調乳従事者の雇入れ時や新規に配置される前に検便が行われていない。 (5) 調理・調乳従事者の健康チェックをしていない。 (6) 調理室の衛生管理が不十分である。 (7) 検査用保存食を保存していない。	C B B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	＜感染症予防対策の例＞ ・手洗いを徹底しているか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石けんを使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考 保育所における感染症対策ガイドライン(平成30年3月厚生労働省) 調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。 食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。 調理に携わる家庭的保育者については、概ね月1回検便を実施すること。				
	3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 医薬品の管理は適切か。	(1) 市基準条例第14条	(1) 医薬品の管理を適正に行っていない。 (2) 医薬品の管理が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(17) 乳幼児突然死症候群の予防	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 (対応例) ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものを傍に置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにはしない。) ・保育室内は禁煙とする。 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2) (4) 27福保子保第3650号 (5) 30福保子保第3635号 (6) 5福保子保第3004号 (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2) 第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2) (5) 27福保子保第3650号 (6) 30福保子保第3635号 5福保子保第3004号 (1) 市確認条例第50条 (第32条の準用) (2) 保育所保育指針 第1章1(4)イ 第1章2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号 (4) 府子本第679号 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策が不適切である。 (1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。 (1) 事故防止のための安全対策を行っていない。 (2) 事故防止のための安全対策が不十分である。	C B C B C B
(18) 事故防止の安全対策	1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、保育室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対応例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施する。 ○保育事業者は、定期的に点検を実施した上で、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。	1 事故防止のために安全対策を行っているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。	(1) 市確認条例第50条 (第32条の準用) (2) 保育所保育指針 第1章1(4)イ 第1章2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号 (4) 府子本第679号 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 事故防止のための安全対策を行っていない。 (2) 事故防止のための安全対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育従事者が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。	C B
		3 子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。	C B
		4 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号 (3) 府子本第679号 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 事故発生時の連絡等	2 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。 3 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 災害や事故など不測の事態に備えて必要な対応を図っているか。 1 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3、4 (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1(職員の共通理解と所内体制)及び(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)	(1) 不測の事態に備えて必要な対応を図っていない。 (1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である	B C B
	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 5福祉子保第2346号通知 (3) 重大事故の再発防止のための (4) 事後的な検証通知 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)	(1) 事故が発生した場合に適切に対応していない。 (2) 事故が発生した場合の対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 保育事業者は、子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ＜市に報告が必要な事故等＞ ①死亡事故 ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑤迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヵ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故発生が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第50条(第32条の準用) (2) こ成安36号 (3) 5福祉子保第4008号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 事故発生時に連絡等の必要な措置を講じていない。 (2) 事故発生時の連絡や必要な措置が不十分である。	C B
	3 保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況や採った処置を記録しているか。	(1) 市確認条例第50条(第32条の準用)	(1) 事故の記録を取っていない。 (2) 事故の記録内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 会計に関する基準					
(1) 会計の区分	保育事業の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される事業所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 会計の区分がされているか。	(1) 市確認条例第33条	(1) 当該保育事業所の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(2) 会計に関する諸記録の整備	保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市確認条例第49条	(1) 記録を整備していない。 (2) 記録の整備が不十分である。	C B
(3) 上乗せ徴収	保育事業者は、保育の提供にあたって、当該保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1) 市確認条例第43条	(1) 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C
(4) 実費徴収	保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の保育に必要な物品 ② 保育に係る行事への参加に要する費用 ③ 保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。 1 便宜に要する費用の徴収について、市に届出しているか。	(1) 市確認条例第43条 (1) 市確認条例第43条 (2) 市確認条例第46条 (3) 市認可条例第18条 (4) 子ども・子育て支援法第44、47条 (5) 子ども・子育て支援法施行規則第39、41条	(1) 便宜に要する費用について、①から④以外の費用の額の支払を、保護者から受けている。 (2) 便宜に要する費用の徴収について、市に運営規程の変更を届出することなく保育給付認定保護者から徴収している。	C B
(5) 領収証の交付	保育事業者は、6 会計に関する基準(3)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しているか。	(1) 市確認条例第43条	(1) 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付していない、或いは集金袋に受領印を押す等の対応をしていない。	C
(6) 書面説明及び同意	保育事業者は、6 会計に関する基準(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、7 会計に関する基準(4)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第43条	(1) 上乗せ徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。 (2) 実費徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得 (3) 保護者への説明等が不十分である。	C C B